

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報政策課 D X 推進室
委 託 業 務 名	大津市 D X 戦略（仮称）策定支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市または受託事業者内
概 要	本業務の概要は、次のとおり。 ①戦略の方針設定・テーマ別の取組設定 ②戦略における重点取組の設定と効果測定手法の確立 ③戦略の実行体制・実行手法・評価運用の確立 ④戦略の構成（骨子）の確定・戦略案の作成 ⑤パブリックコメントの実施支援・リリースに向けた支援 ⑥関連する会議の運営等の支援
契 約 期 間	令和 5 年 5 月 26 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 5 月 26 日
契 約 金 額	5, 5 0 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪府大阪市中央区城見二丁目 1 番 5 号 〔名 称〕 株式会社オプテージ
契約相手方の選 定 理 由	大津市 D X 戦略（仮称）策定支援業務については、中長期的な視点で地域課題に適切に対応し、本市の特徴や地域課題に合わせた、本市の D X 推進の根幹となる戦略を策定するものである。したがって、事業者には高い専門性が求められるものであり、その選定にあたっては、単に価格のみによる競争ではなく、関連する知識・実績、技術力、企画力等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策

様式第 2 号（第 2 条関係）

随意契約については、別途公表をしています。